

室町期東国本所領莊園の成立過程

室町期再版莊園制論の提起

井原今朝男

Process of Establishment of Muromachi Period Togoku Honjoryo Shoen

はじめに

- ①南北朝期東国における棟別錢賦課と東国本所領莊園
- ②室町幕府における莊園政策立法と諸国本所領の再編成原理
むすびに

【論文要旨】

これまで室町期莊園制は莊園制解体過程として理解されてきた。本稿では、南北朝期から応安年間にかけて中世国家を代表する幕府と天皇権力が莊園制を再編成しようとする政策を推進し、在地からの下地中分の動向とリンクしたことによって再版莊園制が生まれ応永年間を中心に寛容性をもつて社会的に機能したことを主張した。

第一に東国の南北朝期において天皇の繪旨によって棟別錢賦課が命じられ、それを將軍家と関東管領・守護が施行することによって強制徴収されていること、その中で寺社本所領と地頭堀内は免除されるという抵抗の論理が生きていた。しかも同じ時期に東国本所領という所領区分が存在し、そこでの年貢納入沙汰については武家沙汰として幕府権力によって強制的な保護が加えられていた。

第二に、こうした地域編成区分がどのように登場してきたかを検討すると、室町幕府による建武四年から応安元年にいたる莊園政策立法によって、武家領・本所領とい

う莊園所領の二大区分法が登場していた。しかも、幕府の莊園政策立法の推移を検討すると、延文二年令以後本所領内部に知行地をもつて居る武家被官の知行を公認するとともに、下地の半分を武家と本所で折半する法が強制執行されている。しかも「寺社一円之地」と「禁裏仙洞勅役料所」という新しい所領区分が登場しそこでは全面的に保護政策がとられ、武家被官と莊園領主層の両者の利益が両立するものとなつた。応安の大法ではじめて諸国本所領という所領区分が登場しており、その延長線上に「東国本所領」とならんで「西国寺社本所領」が存在していたことをあきらかにした。

この結果、院政期に莊園制が成立し室町期に衰退・解体するのではなく、室町幕府の莊園政策立法によって莊園制の枠組みも再編成されて新しい所領区分法が生み出され社会的に機能していたことを述べた。